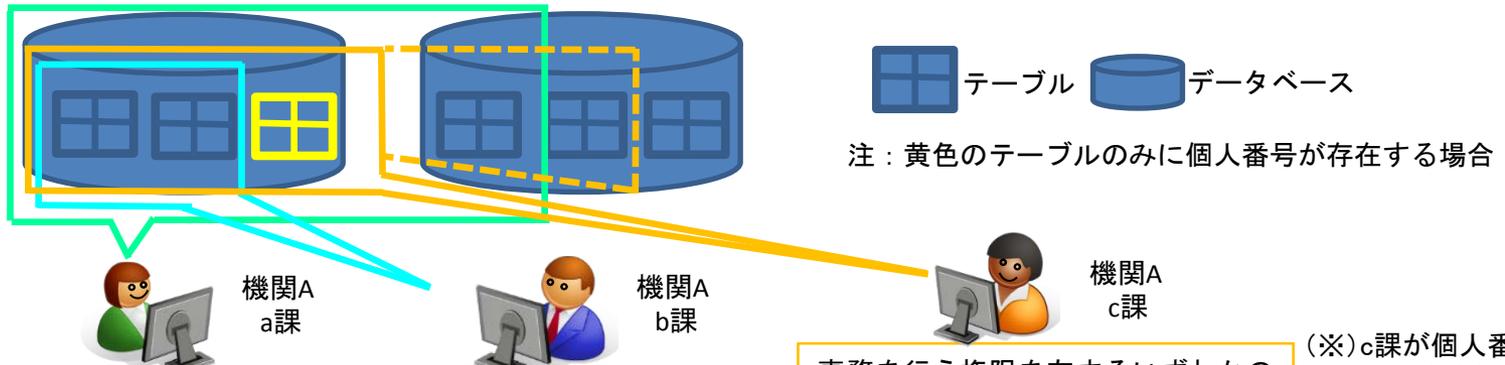


特定個人情報ファイルの範囲①

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル。
- 個人番号による名寄せの危険性に鑑み、個人番号で名寄せできる範囲であって、検索性を有する体系的構成物が特定個人情報ファイルとなる。

1 「その内容に含む」の考え方

- ・事務を行う権限を有する者が個人番号と共に見ることができない情報は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。
- ・ただし、システムの内部処理で連携していれば、特定個人情報ファイルに該当する。



事務を行う権限を有するいずれかの者が個人番号と紐づけてアクセスできる範囲はグリーンの範囲のみ

a課にとっては、グリーンの範囲が特定個人情報ファイルに該当する

事務を行う権限を有するいずれの者もブルーの範囲にしかアクセスできない

b課にとっては、ブルーの範囲は特定個人情報ファイルではない

事務を行う権限を有するいずれかの者は、オレンジ実線及び破線の範囲にアクセスできるが、個人番号と紐づけてアクセスできる範囲は実線の範囲のみ (※)

c課にとっては、オレンジ実線の範囲が特定個人情報ファイルに該当する (※)

(※) c課が個人番号とオレンジ破線部分の情報を個人番号と紐づけてアクセスできないように、アクセス制御していれば、原則、オレンジ破線部分は特定個人情報ファイルに該当しない。

⇒ 機関Aが保有する特定個人情報ファイルの範囲は、グリーンの範囲。